耕作協調細則

第一條　協調委員会ハ必要ニ応ジ収穫前豫メ地域ヲ定メ坪刈又ハ其他方法ヲ以テ作柄ヲ判定シ査定標準ヲ判定シ査定標準ヲ定ムルモノトス

第二條　組合員ニシテ調停ノ申出ヲナサントスル場合ハ必作不作ノ小作料減免ニ関シ収穫一週間迄ニ其他ノ件ニ関シテハ適宜委員長ニ届出ス可シ

期日前届出ヲ怠リタル組合関係者ニ於テ減免ヲ行ハザルモノトス

（協調會福岡出張所）

昭和八年　協調會福岡出張所